

平成 2 5 年 第 4 回

おおい町農業委員会議事録
(縦覧用)

おおい町農業委員会
(平成 2 5 年 5 月 2 9 日)

召集年月日 平成25年5月29日(水)

召集の場所 おおい町役場 2階 正庁

開会 平成25年5月29日 午後2時02分

閉会 平成25年5月29日 午後3時15分

出席委員

| | | | | | |
|-----|----------|-----|------------|-----|------|
| 2番 | 松宮利廣 | 3番 | 小原好一 | | |
| 4番 | 西 忠彦(会長) | 5番 | 中川啓二 | | |
| 6番 | 福井明美 | 8番 | 中嶋義男 | 9番 | 小川宗一 |
| 10番 | 渡辺俊策 | 11番 | 東 茂正 | 12番 | 木村正行 |
| 13番 | 山下大三郎 | 14番 | 石橋高志 | 15番 | 栗谷善一 |
| 16番 | 猿橋 巧 | 17番 | 小間美也子 | 18番 | 吉岡靖夫 |
| 20番 | 小畑信幸 | 21番 | 田中 廣(職務代理) | | |
| 22番 | 大下利男 | | | | |

欠席委員(3名)

| | | | | | |
|----|------|----|------|-----|------|
| 1番 | 山本 修 | 7番 | 寺本清二 | 19番 | 藤原義隆 |
|----|------|----|------|-----|------|

出席事務局

事務局長 反田志郎 事務局次長 奥 治房 書記 竹浦千鶴
書記 吉田卓弘

提出議案

議案第13号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有
権移転許可申請審議について

議案第14号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用
許可申請審議について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による農地の使用
貸借権設定許可申請審議について

議案第 16 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画審議について

議案第 17 号 地籍調査事業実施区域において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成25年第4回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、議会推薦の2名の方が交代されております。9番今川委員に代わり小川宗一委員、16番浜上委員に代わり猿橋巧委員でございます。

また、4月の職員の人事異動に伴い、書記の藤原に代わり吉田が担当となりましたのでご報告させていただきます。

本日は、1番山本委員、7番寺本委員、19番藤原委員から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております5議案を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、平成25年第4回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

コシヒカリの遅植えも定着し、ゴールデンウイーク明けから本格的な田植え風景が見られましたが、それもやっと落ち着いてきた頃となりましたが、今年は、春先から暑かったり寒かったりの天気が続いたと思っていたら、10日も早く梅雨入りの知らせが届きました。

今年も猛暑に見舞われるとの長期予報が出ておりますので、水分補給を十分に、体調管理には万全を期していただくとともに、耕作放棄地が全国的に問題となっておりますことから、農業委員の仕事として、担当区の見配りに努めていただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日上程の5議案、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、19名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただきます。

ろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、10番渡辺委員さんと11番東委員さんを
指名いたします。

議 長 日程2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に
よる農地の所有権移転許可申請審議について、を議題と
します。

 それでは、議案の内容について事務局が説明致しま
す。

局 長 はい、議長。

 議案第13号は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さん所有の土
地を、おおい町〇〇〇の〇〇〇〇氏が贈与により取得
するものであります。

 詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記（竹浦） はい、議長

 （議案第13号資料説明）

 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要
件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に
つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いており
ますので、農地委員さんからご報告願います。

小畑委員 はい、議長

 本案の現地につきましては、23日の午前9時から福
井委員と私と事務局2名で、現地を確認してまいりまし
た。

 申請地は、土地改良で整備された広域営農団地内にあ
りまして、しっかりと手入れがされ、既に苗が植えられ
ておりました。

 〇〇さんは周辺でも耕作されており、通作等に支障は
なく、〇〇さんが所有されるには何ら問題はないものと
判断いたします。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報
告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませ
んか。

渡辺委員 この農地は以前から耕作されていたのか。

書記（竹浦） はい、議長

議 長 竹浦書記

書記（竹浦） 利用権設定はされていなかったが、親戚関係ということで、〇〇さんが耕作されていました。

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第13号農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

議 長 日程3 議案第14号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議について、を議題とします。
それでは、議案の内容について事務局に説明させます。

局 長 はい、議長。
議案第14号は、おおい町〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏が、家の老朽化に伴い、自己所有農地に新たに住宅を建設するため、農地を転用するものであります。
詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記（竹浦） はい、議長
（議案第14号資料説明。）
申請地は、住宅が連たんする集落内にありまして、福井県の許可基準の第3種農地の要件を満たしており、許可できるものと判断されます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

小畑委員 はい、議長
本案の現地につきましても、23日の午前10時頃、福

井委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。

申請地は、おおい町〇〇〇〇〇地区の集落入口にありました。

申請者の現在の住宅は築60年を経過しておりますが、シロアリの被害がひどく、またお子さんが生まれることから建て替えをされると聞いております。

申請地〇〇〇〇番地につきましては、地目は畑ですが、現況は宅地と地続きで土が踏み固められ、畑が出来る状態ではありませんでしたし、申請者の意向として、隣接する宅地と一体で住宅の敷地として使用したいとのことです。

申請地〇〇〇〇につきましては野菜が作られていましたが、面積的に〇〇〇〇を転用することは妥当であり、今回の転用についてはやむを得ないと思われれます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（質問なし）

議 長 　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

（異議なし）

議 長 　ご異議がないようでございますので、議案第14号農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議 長 　日程4　議案第15号　農地法第5条第1項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請審議について、を議題とします。それでは、議案の内容について事務局に説明させます。

局 長 　はい、議長。

議案第15号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏が息子〇〇氏の結婚に伴い〇〇氏の離れを建設するために農地を転用するものであります。

詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記（竹浦）はい、議長

（議案第15号資料説明。）

申請地は〇〇区集落内にあり、付近には住宅が連なっていますが、道路を挟んだ北側には農地もあることから、福井県の許可基準では第2種農地のその他の農地の要件を満たしており、許可できるものと判断されます。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

小畑委員 　はい、議長

　本案の現地につきましても、23日の9時半ごろ、福井委員と私と事務局2名で現地を確認してまいりました。

　申請地は、〇〇地区の集落内にありまして、母屋と敷地続きの場所にあります。

　申請者親子の現在の住まいは古い日本家屋でして、借人が結婚し、夫婦が生活するスペースを確保するのは難しいと思われました。

　他の所有地も確認してまいりましたが、貸人は大規模農家で、住宅敷地には大きな農舎や作業場がありまして、住宅付近の農地は山際で果樹が植えてあり、住宅を建築するにはこの申請地が妥当であり、申請はやむを得ないと思われれます。

議長 　ありがとうございました。事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（質問なし）

議長 　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

（異議なし）

議長 　ご異議がないようでございますので、議案第15号農地法第5条第1項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議長 　日程5　議案第16号　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議ついてを議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。

それでは、議案について事務局から説明をいたします。

局 長 はい。

議案第16号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。詳細については、次長の奥に説明させます。

次長（奥） はい、議長
（議案朗読）

本案件は、おおい町で初めてとなります一般法人の農業参入となります。

農地法の改正後、法人であれば全国どこでも参入が認められ、貸借であることと貸借契約書に適正に農地を利用していないときは契約を解除する「解除条件付き」利用権設定であること。集落における農道、水路等の維持活動への参画など、地域との合意形成がなされていること。そして、役員の名以上がマーケティング等経営や企画に関する業務も含め、農業に常時従事することが審査の基準となっております。

借受地、借受人につきましては、効率利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、〇〇区との合意形成文書も交わされており、地域調和も図られるなど、町が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らし、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

小畑委員 はい、議長

本件につきましても、23日午前中、福井委員と私と事務局で現地を確認してまいりました。

確認しました現地は、〇〇区にあり、管理が行き届いた〇〇が広がっており、集落との同意形成につきましても、事務局から「一般法人が農業に参入した場合、水稲はもちろん野菜等の収穫にのみ営利が追求され、畔の草が放置されたり、恒例であります春先の井根普請に参加しなかったりすることがあり、集落とのいざこざが発生する事案があったことから、今回、〇〇区と農地利用に関する確約をした書面とともに、〇〇〇〇法人代表理事が責任を持って地域との調整を図る旨の文書がおおい町長宛に提出済みである。」との説明をうけましたので、地域との調和は図られ

ていることを確認しました。

また、今後は、「〇〇〇〇」対策が法人設立趣旨であることから、町内の方で〇〇〇〇を止められる際の受け皿として〇〇〇〇〇〇〇〇が今回のように利用権設定をし、拡大されることで、安定的な〇〇〇が維持できる道筋ができたことは、遊休農地対策として重要な取り組みであると感じましたので、ここに報告いたします。

議 長 ただいま、事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 今回の利用権設定が使用貸借になっているが、賃貸借契約ではないのか。

次長（奥） はい議長。

利用権設定の申請書に記載があり、賃借料は無料とする使用貸借によるものとなっております。〇〇さんにとっては、〇〇が維持できることが最優先であったと、考えられます。

（質問なし）

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

（異議なし）

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

議 長 日程6 議案第17号 地籍調査事業実施区域において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について、を議題とします。

本案につきましては、おおい町長から意見照会がありましたので、上程しているものであります。

それでは、議案の内容について事務局に説明させます。

局 長 議案第17号は、地籍調査実施区域内の地目が農地であるものを農地以外の地目に認定するため、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。

地籍調査事業は、平成3年から平成20年にかけて大飯地域では実施済みであり、平成20年度から名田庄地域を対象に、〇〇〇区を皮切りに〇〇区まで調査が進ん

でおります。〇〇区の認定は、今回2件目であります。

平成25年度からは、〇〇、〇〇区を対象に調査に入り、順次、〇、〇と、調査を進める予定となっております。

農振・農用地区域外という条件はありますが、登記地目が田、畑となっているものを、調査地の現況をもって地目を判断することを原則に、農地以外の地目でありませぬ、宅地、雑種地、山林等に認定し、確定次第、一括して登記に反映させるものであります。

詳細については、次長の奥に説明させます。

次長（奥） はい、議長
（議案朗読）

議案第17号地籍調査事業実施区域において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について説明させていただきます。

今回の区域は〇〇から〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇を出たところから〇〇区でも奥地にある〇〇集落までが対象となります。

（資料に基づき説明。）

地籍調査において、農地を農地以外の地目に変更する場合の町の考え方は、「農振農用地区域外で、かつ、現況が農地以外になって10年以上経過した土地であることが確実な場合に限り、町から農業委員会に一括照会し意見を求める。」こととなっております。

今回の地目認定につきましても、農振農用地区域外であり、かつ、現況が農地以外になって10年以上経過した土地であることが確実と認められることから、農地以外の地目に認定するものであります。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

小畑委員 はい、議長

本件につきましては、23日の午前中、福井委員と事務局2名で、現地を確認してまいりました。

大飯地域は既に完了し、名田庄地域では、4例目となり、3月の委員会に引き続きの案件です。

155筆、44,964㎡、約4町半ほどではありましたが、時間の関係上すべてを確認することはできず、確認した農地は、事務局から、昔、集落があったとの説明を受け、石垣が残っていることから集落跡であることが想像で

きる程度でしたが、すでに、住居跡もなく、移住や県外への転出などで無人と成っている「〇〇」集落周辺においては、その農地の多くが原野化していたり、山際の農地が山林化している現状でした。

そのまま県道を下る途中、点在するように、県道沿い、〇〇川沿いに、昔、農地で、水稻を作っていたことすら想像できない状態で、地目だけが農地で残ってしまったと理解する以外にない状況でした。

これ以外にも、地区全体に、住宅に隣接する農地が既に宅地として利用されていたり、山際の農地が植林されて山林となっていたり、耕作されないで相当の年月を経て原野となっている事例が多く見られました。また、宅地化されている農地も多くみられましたが、いずれも現況は農地以外になって10年以上経過しているものであり、地籍調査事業を実施するにあたって町と農業委員会との取り決めに基づき行われておりますので、全体的には問題ないものと判断いたします。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

田中委員 〇〇番の〇号〇〇〇〇〇をみると県道上に地籍が広がっているが、認定した地目は山林となっている。公衆用道路ではないのか。

次長（奥） ご覧の資料は、委員会の説明用に作成したもので、航空写真の上に公図を載せただけなので、奥地に入っていくと貼り合わせがずれるケースが多い。現地では、1筆ごとに立ち会いをして境界と地目を決定しているのです、この資料がすべてではないので理解いただきたい。

中嶋委員 私の地元地区でもあるので、発言したい。今回の地籍調査の現地立ち会いにも行ってきた。現地では境界を確認し、地目も決めているので、この写真のように県道上ではないことは明らかである。そのように理解いただきたい。

（質問なし）

議長 他にご意見等ございませんか。
ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第17号 地籍調査事業実施区域において登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について、本委員会は、原案どおり同意するものといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 続いて、その他案件について、順次、事務局よりお願いいたします。

(事務局、案件報告)

議 長 それではこれで、平成25年第4回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。